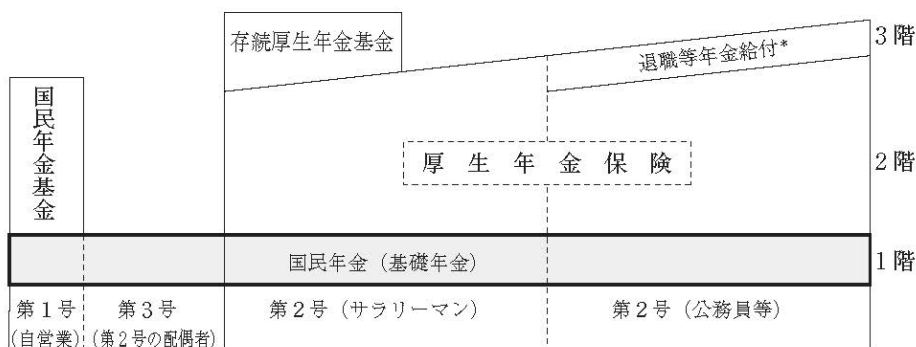


Contents

第1章	年金攻略のキーワード	1
第2章	総則・給付通則	4
第3章	被保険者と被保険者期間の攻略	10
第4章	新旧の年金制度	31
第5章	老齢給付 その1	34
第6章	老齢給付 その2 65歳以後の年金額	40
第7章	老齢給付 その3 加算	48
第8章	老齢給付 その4 60歳台前半の年金	53
第9章	老齢給付 その5 在職老齢・在職定時改定・退職時改定	56
第10章	老齢給付 その6 支給繰上げ・支給繰下げ	63
第11章	障害給付	70
第12章	遺族給付	83
第13章	併給調整	94
第14章	年金分割制度	99
第15章	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	102
第16章	国民年金法の費用	109
第17章	厚生年金保険法の費用	120
第18章	不服申立て	123
番外	年金制度の沿革	126

第1章 年金攻略のキーワード

1. 2階建て年金制度の理解が重要



*退職等年金給付とは、従来の共済年金の職域加算に代わる新たな公務員制度。なお、一元化後に給付事由が生じた場合でも、経過的に職域加算が支給されることがある。

<沿革>

日本の年金制度は、主に自営業者を対象とする国民年金制度とサラリーマンを対象とする厚生年金保険制度を主体として、これに特定の職域（公務員等）を対象とする共済組合制度、船員保険制度が加わって、国民皆年金の体制が作られている。

国民年金制度は、昭和61年4月前までは、厚生年金保険や共済組合などの被用者年金制度に加入していない自営業者等のみを対象にしていた。

昭和61年4月からの新しい制度では、この国民年金制度の適用がすべての国民に拡大され、被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）の加入者は、同時に国民年金にも加入することになった。そのため、国民年金のことを「**基礎年金**」と呼んでいる。

国民皆年金は、**昭和36年4月**に、それまで整備されていた被用者年金制度に加えて、被用者以外の一般国民（20歳以上60歳未満の自営業者等）を対象とする国民年金制度（保険料の拠出を伴わない無拠出制の福祉年金は昭和34年から開始されている。）がスタートすることによって達成された。複数の年金制度の加入期間を通算することができる**通算年金制度**が導入されたのも昭和36年4月のことである。

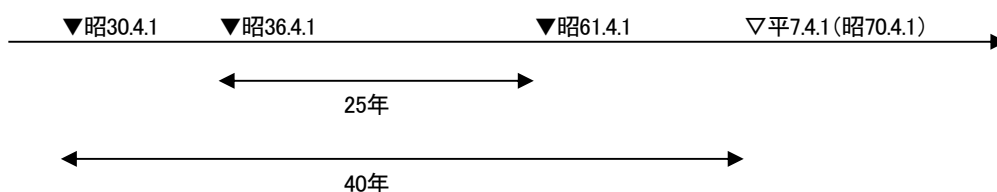
昭和36年4月から保険料拠出制の国民年金がスタートして、「国民皆年金」の実現と言われたものであるが、当時はまだ夫がサラリーマンである専業主婦などは「任意加入」とされたため、決して皆年金とは言い難いものだった。

その後25年経過した昭和61年4月になって、国民年金だけではなく、厚生年金保険

など他の年金制度も含めた大きな改正が行われた。

また、**昭和34年4月**に法律が制定された後、全額国庫負担である**保険料無拠出制**の国民年金は11月から給付を開始したが、この制度では、制度の発足時に既に高齢に達していた人や身体障害の人、また母子状態の人が適用対象となっている。保険料の拠出を伴わないことから、「**福祉年金**」とも呼ばれている。

2. 昭和36年4月1日、昭和61年4月1日がキーとなる年月日



☒ 平成は、昭和に直して考えると、意味がわかってくる。

3. 被用者年金制度の一元化

平成27年10月から「被用者年金制度の一元化」が実施された。

平成27年9月において、被用者年金制度には4つの制度があったが、年金財政の範囲の拡大、公平性の確保（制度間の差異の是正）を目的として、平成27年10月からは、これらの制度が厚生年金保険に統合（一元化）されたのである。

被用者年金制度		
平成27年9月の時点		平成27年10月から
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険 ・国家公務員共済組合 ・地方公務員共済組合 ・私立学校教職員共済制度 	—統合→	厚生年金保険

一元化後の公的年金制度の姿は、前ページ**1**.の図のとおりである。

厚生年金保険に一元化されたが、年金制度の運営主体としての共済組合等がなくなる訳ではなく、効率的な事務の処理を行う観点から、厚生年金保険の被保険者の資格、標準報酬、保険給付、保険料などに関する事務を実施する機関（実施機関）として共済組合等を活用することとされた。そして、規定に応じて適用を区分する必要もあることから、厚生年金保険の被保険者に新たな種別が設けられた。

<厚生年金保険における被保険者の種別と実施機関>

被保険者の種別	実施機関
第1号厚生年金被保険者 →第2号～第4号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣
第2号厚生年金被保険者 →国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者 →地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者 →私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

⑨厚生年金保険の被保険者（第1号～第4号厚生年金被保険者）は、**国民年金**においては、「**第2号被保険者**」であり、その被扶養配偶者は、国民年金においては、「**第3号被保険者**」である（具体的には、年齢の要件などがある。詳しくは後述）。

4. 平成16年改正とその後の重要改正

平成16年改正で、「保険料水準固定方式の導入」、「基礎年金国庫負担割合の引上げ」、そして「**マクロ経済スライドの導入**」など、年金財政に関する抜本的な改正が行われた。

その後も、平成24年改正（社会保障と税の一体改革および被用者年金制度の一元化）、平成28年改正などにより、適用・給付・負担に関する重要な改正が決定され、順次施行されている。

<代表的な改正点>

項目	施行日
・遺族基礎年金の父子家庭への支給 ・厚生年金保険の保険料の産前産後休業期間中の免除 など	平成26年4月1日
・前述の被用者年金制度の一元化	平成27年10月1日
・短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大	平成28年10月1日
・受給資格期間の短縮（25年→10年）	平成29年8月1日
・マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し （いわゆる未調整分のキャリアオーバーの仕組みを導入）	平成30年4月1日
・国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除	平成31年4月1日
・国民年金第1号被保険者・第3号被保険者の資格要件の見直し	令和2年4月1日
・老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ期間の上限の引上げ	令和4年4月1日
・老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ減額率の引下げ	令和4年4月1日
・在職老齢年金の見直し	令和4年4月1日

第2章 総則・給付通則

1. 目的

法律	条文
国年法 1条	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、 老齢、障害、又は死亡 によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の 共同連帯 によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。
厚年法 1条	この法律は、労働者の 老齢、障害又は死亡 について保険給付を行い、労働者及びその遺族の 生活の安定と福祉の向上 に寄与することを目的とする。

2. 管掌など

法律	内容								
国年法 3条	<p>○政府が管掌する</p> <p>○事務の一部は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済組合 ・ 国家公務員共済組合連合会 ・ 全国市町村職員共済組合連合会 ・ 地方公務員共済組合連合会 ・ 私立学校教職員共済法 <p>に行わせることができる。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長（特別区の区長を含む） <p>が行うこととすることができる。</p>								
厚年法 2条 2条の5	<p>○政府が管掌する</p> <p>○被保険者の資格、標準報酬、事業所及び被保険者期間、保険給付、当該保険給付の受給権者、国年法規定の基礎年金拠出金の負担・納付、厚年法規定の拠出金の納付（第2号～第4号厚生年金被保険者のみ）、保険料その他厚年法の規定による徴収金並びに保険料に係る運用に関する事務は、実施機関が実施する。</p> <p>実施機関は、被保険者の種別に応じて次のとおり。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1号厚生年金被保険者</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>第2号厚生年金被保険者</td> <td>国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第3号厚生年金被保険者</td> <td>地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第4号厚生年金被保険者</td> <td>日本私立学校振興・共済事業団</td> </tr> </tbody> </table>	第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団
第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣								
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会								
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会								
第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団								

3. 年金額の改定

<国年法（4条）・厚年法（2条の2）共通>

年金の額（年金たる保険給付の額）は、国民の生活水準、賃金（※）その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に应ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（※）「賃金」が入るのは、厚生年金のみ

4. 財政

<国年法（4条の2）・厚年法（2条の3）共通>

財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

5. 財政の現況及び見通しの作成

<国年法（4条の3）・厚年法（2条の4）共通>

- ① 政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法（厚生年金保険法）による給付（保険給付）に要する費用の額その他の国民年金（厚生年金保険）事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。
- ② ①の財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。
- ③ 政府は、①の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6. 国民年金と厚生年金の給付について

- ・国民年金 ⇒ 「給付」、「年金給付の支給」
- ・厚生年金 ⇒ 「保険給付」、「年金の支給」

7. 裁定

<国年法（16条）・厚年法（33条）共通>

給付（保険給付）を受ける権利は、その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、厚生労働大臣（実施機関）が裁定する。

8. 年金の支給期間

<国年法（18条1項・2項）・厚年法（36条1項・2項）共通>

- ① 年金給付（年金）の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

<国年法>

- ② 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

<厚年法>

- ② 年金はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

9. 年金の支払期月

<国年法（18条3項）・厚年法（36条3項）共通>

原則

年金給付（年金）は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

例外

- ① 前支払期月に支払うべきであった年金
 - ② 権利が消滅した場合
 - ③ 年金の支給を停止した場合におけるその期の年金
- ↓
- その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

<国年法の例外>

老齢福祉年金は4月、8月、及び12月（請求があった場合は11月）の3回払い。

10. 端数処理

<国年法（17条1項・2項、令4条の3）・厚年法（35条1項・2項、令3条の2の3）共通>

受給権を裁定する場合又は額を改定する場合において年金給付（保険給付）の額に生じた端数	50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げる
年金給付（保険給付）の額を計算する過程において生じた端数	50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げることができる

＜端数処理の整理＞

	100円単位で算出（50円未満切り捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ）	1円単位で算出（50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切上げ）
国年法	<ul style="list-style-type: none"> ●法定の額に改定率を乗じて得た額 <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の満額 ・振替加算の基本額 ・障害基礎年金（2級）の額 ・その他（遺族基礎年金の額、子の加算額） 	<ul style="list-style-type: none"> ●左の額に基づいて算出する額 <ul style="list-style-type: none"> ・満額から減額する老齢基礎年金の額 ・生年月日ごとの実際の振替加算の額 ・1級の障害基礎年金の額 ●寡婦年金の額
厚年法	<ul style="list-style-type: none"> ●法定の額に改定率を乗じて得た額 <ul style="list-style-type: none"> ・加給年金額、特別加算の額 ●障害厚生年金の最低保障額（障害基礎年金（2級）の額×4分の3） 〈補足〉障害手当金の最低保障額は、障害厚生年金の最低保障額×2 ●中高齢の寡婦加算の額（遺族基礎年金の額×4分の3） 	<ul style="list-style-type: none"> ●報酬比例部分の額 ●定額部分の単価 ●経過的寡婦加算の額

11. 2月期支払の年金の加算

＜国年法（18条の2）・厚年法（36条の2）＞

- ① 各支払期月における支払額に1円未満の端数が生じたとき→これを切り捨てる。
- ② 毎年3月から翌年2月までの間において①の規定により切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）→これを当該2月の支払期月の年金額に加算する。

12. 死亡の推定

＜国年法（18条の3）・厚年法（59条の2）共通＞

船舶、航空機で生死が3か月不明又は3か月以内に死亡が確定したが死亡時期が不明 → 事故または行方不明となった日に死亡したものと推定する

※ 受給権者の死亡による未支給年金（保険給付）については、死亡の推定の規定は適用しない。

13. 未支給年金（未支給の保険給付）

＜国年法（19条1項・4項）・厚年法（37条1項・4項）共通＞

- ① 未支給年金（未支給の保険給付）を請求できるのは、受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と「生計を同じくしていた」ものであり、当該遺族が「自己の名」で請求することができる。
- ② 未支給年金（未支給の保険給付）を受けるときの順位は、政令で定める。